

【規律委員会】2026 年 7 月 10 日付け決定

事案 1

1 懲罰対象者

静岡県協会所属 U12 クラブ指導者（69 歳 男性）

※事案の内容に鑑み、所属と属性も公表する

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、懲罰決定の日から 1 年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、懲罰決定の日から 1 年間停止）する。

※上記対象者は、2023 年 6 月にも今回と同様の行為を行った事実が認められ、本協会によって 3 か月間の登録資格停止の処分を受けている

3 懲罰の起算日

2025 年 7 月 10 日（事務総長が懲罰を決定した日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

審判員や所属選手複数名に対する暴言行為（人格を否定し、自尊心を傷付ける発言。審判員や選手の精神的な健康を害する発言。）

【規律委員会】2026 年 7 月 10 日付け決定

事案 2

1 懲罰対象者

U12 クラブ指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、懲罰決定の日から 3 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、懲罰決定の日から 3 か月間停止）する。

3 懲罰の起算日

2025 年 7 月 10 日（事務総長が懲罰を決定した日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

審判員や所属選手複数名に対する暴言行為（人格を否定し、自尊心を傷付ける発言。審判員や選手の精神的な健康を害する発言。）